

～個人の確定申告～
令和7年版（令和8年3月申告）

誤りやすい事例集 所得税

（譲渡所得を除く）



KACHIEL

監修
株式会社 KACHIEL
代表取締役 CEO
久保 夢希也

○本事例集は、令和8年3月16日を期限とした個人の確定申告について、所得税（分離の譲渡所得を除く）の「誤りやすい事例」について取りまとめています。

○本事例集は、「誤りやすい事例」を載せた後に、正しい解釈・処理方法を提示しています。なお、無用な文字数・ページ数の増加を避けるため、法令等の引用は避け、国税庁等のホームページを指定する場合は、URLのみを指定し、できる限り転載を避けております。

○本事例集の文中、文末引用条文の略称は次のとおりとなります。

(1) 法令

所法………所得税法

所令………所得税法施行令

所規………所得税法施行規則

措法………租税特別措置法

措令………租税特別措置法施行令

措規………租税特別措置法施行規則

復興財確法………東日本大震災からの復興のための策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

通法………国税通則法

相法………相続税法

消法………消費税法

消令………消費税法施行令

耐令………減価償却資産の耐用年数等に関する省令

オンライン化省令………国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令
改正法附………所得税法等の一部を改正する等の法律附則

改正令附………所得税法施行令の一部を改正する政令附則

改正規附………所得税法施行規則の一部を改正する省令附則

改正措令附………租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令附則

改正措規附………租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令附則

(2) 通達

所基通………所得税基本通達

措通………租税特別措置法通達

消基通………消費税法基本通達

耐通………耐用年数の適用等に関する取扱通達

一 確定申告の申告義務等	<u>3</u>
二 所得の帰属・納税地	<u>11</u>
三 非課税所得	<u>16</u>
四 所得区分	<u>20</u>
五 各種所得金額	<u>22</u>
六 損益通算	<u>75</u>
七 所得控除	<u>81</u>
八 税額計算等の特例	<u>106</u>
九 税額控除	<u>108</u>

一 確定申告の申告義務等

○誤りやすい事例 1

1か所から給与（年末調整済）の支払を受け、給与以外の所得が20万円以下である人が、申告納税額が黒字になるとして確定申告を行った。

▼ポイント

1か所から給与（年末調整済）の支払を受けている者で、給与所得及び退職所得以外の所得が20万円以下、又は2か所以上から給与の支払を受けている者で、年末調整を受けていない従たる給与等の金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下の場合、申告義務はありません。

【参考】

国税庁サイト「No.1900 紙と所得者で確定申告が必要な人」2

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1900.htm>

○誤りやすい事例 2

給与所得が1か所（年末調整済）で、給与所得及び退職所得以外の所得が20万円以下である納税者は、確定申告を要しない者であるから、医療費控除の適用を受けるための還付申告書を提出するときにも、給与所得のみで申告すればよいと考えた。

▼ポイント

確定申告を要しない者（所法121）が、還付申告書を提出する場合には、給与所得及び退職所得以外の20万円以下の所得も含めたうえで申告する必要があります（所法122①）。
ただし、確定申告を要しない配当所得等又は上場株式等の譲渡による所得を除く（措法8の5、37の11の5）。

○誤りやすい事例 3

2か所以上から源泉徴収の対象となる給与の支払を受けている者で、年末調整を受けていない従たる給与の収入金額と、給与所得及び退職所得以外の各所得金額との合計額が 20 万円を超える場合は、確定申告をしなければならないとした。

○誤りやすい事例 5

日本の子会社から給与の支払を受けている者（年末調整済）が、外国の親会社から20万円以下の給与等（ストック・オプションを含む。）の支払を受けた場合、確定申告は不要であると考えている。

○誤りやすい事例 7

前事例のように、所法 121（確定所得申告を要しない場合）に該当する者が提出した申告書は、本人の申出があっても撤回できないと考えている。

○誤りやすい事例 9

同族会社の役員（給与所得の年末調整済）が、その法人から貸付金利子や不動産賃料を受け取っている場合、その金額が 20 万円以下であれば確定申告の必要はないとした。

○誤りやすい事例 11

源泉徴収された税額が未納であるため、還付申告はできないと考えている。

▼ポイント



○誤りやすい事例 14

納税者が死亡した場合の準確定申告を電子申告により行う場合、相続人全員の電子署名等が必要であるとした。

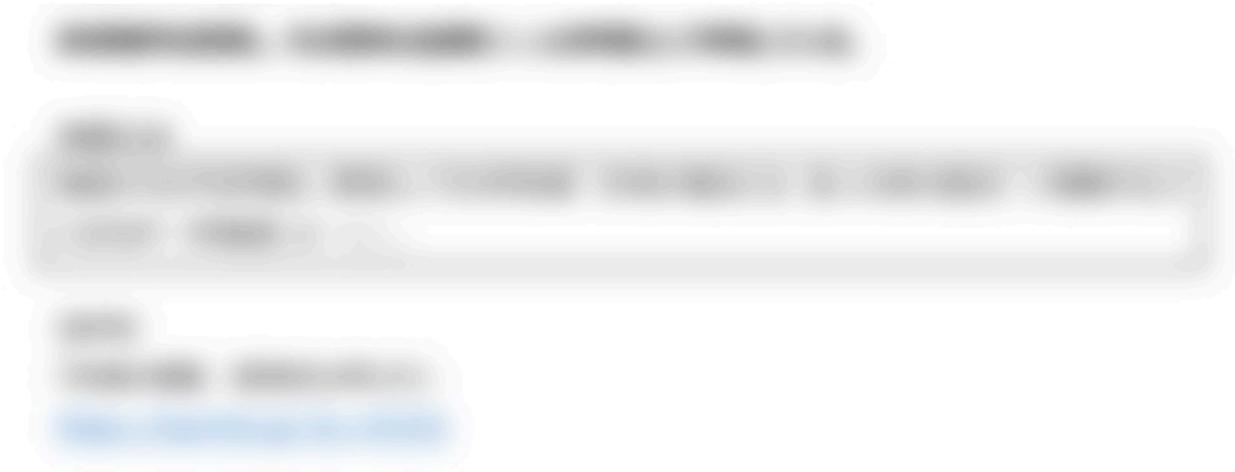


○誤りやすい事例 16

年の中途中で納税管理人を定めず出国し、出国前に準確定申告書(出国)を提出する場合、その後に所得が発生したとしても、同年分の確定申告書について、提出できないと考えている。

二 所得の帰属・納税地

○誤りやすい事例 1



○誤りやすい事例 2

配偶者や親名義の土地を、例えば月極め駐車場として、土地所有者以外の名義で契約し、その所得を契約者の所得として申告している。



○誤りやすい事例 3

未分割の相続財産から生ずる不動産所得について、法定相続分で申告したが、後日法定相続分と異なる遺産分割が行われた場合、相続時に遡及して是正しなければならないと判断した。

○誤りやすい事例 5

不動産所得のある会社員が出国したが、納税地を納税管理人の住所地とした。

▼ポイント



○誤りやすい事例 8

事業所を納税地とする場合、事業所を納税地とする届出書の提出が必要と考えている。

▼ポイント



三 非課税所得

非課税所得は、各種所得の金額の計算上除かれます（所法9）。

したがって、扶養親族等の判定における所得制限については、その所得はないものとされます。

○誤りやすい事例 3

交通事故に起因して受け取った治療費・慰謝料および損害賠償金を全て非課税としている。

▼ポイント



【参考】損害賠償金等の課税関係

原因	賠償の内容	課税関係	根拠条文
	感謝料等精神的損害の賠償	非課税	所令30-
心身に加えら 心身に加えら	休業中の給与又は収益の補償	非課税	所令30-

○誤りやすい事例 5

大使館に勤務する職員が受ける給与について、所得税が課されないとした。

▼ポイント



四 所得区分

○誤りやすい事例 4

外交員報酬を給与所得としている。

▼ポイント

五 各種所得金額

1 配当所得

○上場株式等の配当等に関する課税関係の主な部分を整理すると、次のとおりです。

	確定申告をする	確定申告をしない (確定申告不要制度適用)
総合課税を選択	申告分離課税を選択	

○誤りやすい事例 1

外国所得税が課されている国外で発行された株式等の配当につき、確定申告を要しない配当か否かを判定する際、外国所得税額控除前の金額で判定した。

○誤りやすい事例 3

上場株式等の配当等について、全ての株主が確定申告不要制度を適用することができると考えている。

○誤りやすい事例 5

源泉徴収選択口座内で上場株式等の配当等と譲渡損失とが損益通算されている場合に、その譲渡損失を申告するときは、併せてその配当等の申告も必要となります。このときに、その配当等の申告については総合課税を選択することはできないと考えている。

○誤りやすい事例 7

外国の証券会社等に預けている外国上場株式等の配当等について、申告不要制度を選択できると考えている。

○誤りやすい事例 9

確定申告において申告分離課税を選択した上場株式等の配当等を、更正の請求又は修正申告において総合課税に選択替えしている。

